

掲載内容

第1章 相続法改正の全体像

- 1-1 平成30年相続法改正のポイント
- 1-2 相続法の規律構造と相続法改正
- 1-3 相続法改正の経緯

第2章 相続と登記の考え方

- 2-1 意思主義と対抗要件主義
- 2-2 物権変動に関する2つの大審院判決
- 2-3 相続法改正の基本的な考え方

第3章 不動産登記法上の取扱い

- 3-1 不動産登記法の原則
- 3-2 相続の登記実務
- 3-3 物権的請求権と登記の関係
- 3-4 債権者代位権に基づく登記手続請求訴訟

第4章 法定相続分と登記

- 4-1 共同相続と遺産共有の考え方
- 4-2 法定相続分と移転登記が問題となった事例
- 4-3 相続法改正の基本的な考え方

第5章 指定相続分と登記

- 5-1 指定相続分と移転登記が問題となった事例
- 5-2 指定相続分と差押えが問題となった事例
- 5-3 相続法改正の基本的な考え方

第6章 相続放棄と登記

- 6-1 相続放棄の法的性質
- 6-2 相続放棄と共有持分の処分

- 6-3 相続放棄と差押えが問題となった事例
- 6-4 相続法改正の基本的な考え方

第7章 遺産分割と登記

- 7-1 遺産分割の法的性質
- 7-2 遺産分割後の第三者の権利が問題となった事例
- 7-3 相続法改正の基本的な考え方

第8章 遺贈と登記

- 8-1 遺贈の法的性質
- 8-2 遺贈と相続人への差押えが問題となった事例
- 8-3 遺贈と被相続人の譲渡(生前贈与)が問題となった事例
- 8-4 遺贈に遺言執行者がある場合の相続人の処分が問題となった事例
- 8-5 相続法改正の基本的な考え方

第9章 「相続させる」旨の遺言と登記

- 9-1 「相続させる」旨の遺言の法的性質
- 9-2 「相続させる」旨の遺言と相続人の債権者による差押えが問題となった事例
- 9-3 相続法改正の基本的な考え方

第10章 遺留分と登記

- 10-1 遺留分の法的性質
- 10-2 遺留分減殺請求権行使の効果
- 10-3 遺留分減殺請求権と登記の原則
- 10-4 相続法改正の基本的な考え方

索引

判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2019.2)51000511

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インク」を使用しています。

相続法の大改正を機に法律上の論点を整理!

改正相続法対応 Q&A 相続財産をめぐる第三者対抗要件

著 平田 厚 (明治大学法務研究科教授・弁護士)

法定相続分

指定相続分

相続放棄

遺産分割

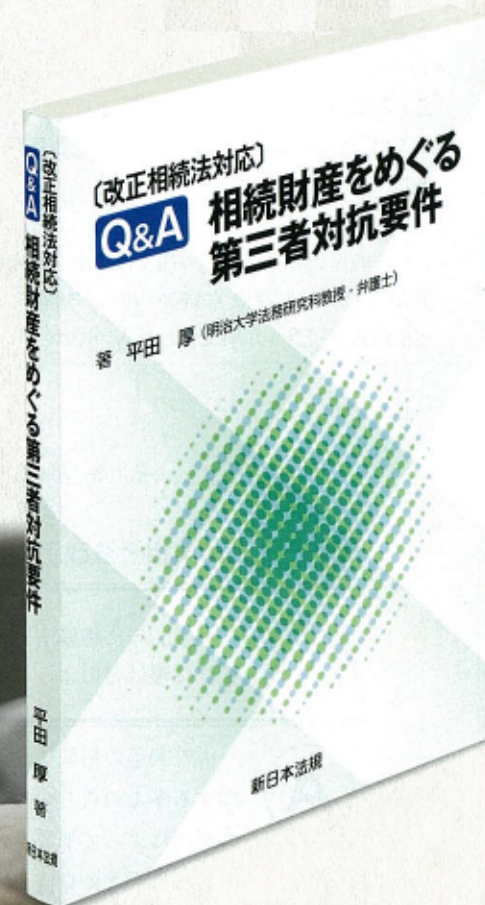
遺贈

「相続させる」旨の遺言

遺留分

相続と登記の関係性について、上記7つの論点ごとに、実務上の取扱いと**相続法改正の影響**を解説しています。

各設問では「POINT」として論点をわかりやすく掲げたくえで、重要な判例を整理・解説しています。



A5判・総頁226頁
 本体価格3,000円+税
 送料実費

webショップ
 新日本法規 Web で 検索

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も
発売!!

〈電子版〉本体価格 2,400円+税



内容見本 (A5判縮小)

は大きいと思います。

なお、今回の相続法改正法の施行は、配偶者居住権に関するものは平成32年（2020年）4月1日、自筆証書遺言の目録の要件緩和は公布後6か月で平成31年（2019年）1月13日とされ、その他の主な改正は平成31年（2019年）7月1日とされています。また、法務局における遺言書の保管等に関する法律の施行は平成32年（2020年）7月10日とされています。

2 配偶者居住権の保護方策

この点については、短期的保護方策と長期的保護方策とが制定されました。

(1) 配偶者短期居住権の保障

短期的保護方策は、子の間での相続不動産の居住権に関する最高裁判平成8年12月17日判決（民集50・10・2778）の考え方について、配偶者居住権保護の観点から明文化したものです。つまり、配偶者が死亡した

1-1 平成30年相続法改正のポイント

Q 平成30年に相続法が大改正されたと聞きました。その全体像はどのようになっているのでしょうか。

A 平成30年の相続法改正は久々の大改正です。相続に関する多くの新しい規律を設けるとともに、これまでの判例によって形成されてきた相続法秩序の不整合なところも大きく見直す内容になっています。

POINT

- ① 配偶者居住権の保護
- ② 遺産分割の見直し
- ③ 遺言制度の見直し
- ④ 遺留分制度の見直し
- ⑤ 相続の効力等の見直し
- ⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

解説

1 議論の始まり

もともと相続法改正に関する議論の始まりは、平成25年9月4日の最高裁大法廷決定による違憲決定からです。嫡出でない子の法定相続分

うと対抗できなくなるのであれば、遺言者の意思はなかなか実現し得ないことになってしまいます。そういう意味では、遺言による処分に第三者に対抗し得る効果を与えることが必要かもしれません。しかし、そうだとするならば、それは「相続させる」旨の遺言だけでなく、遺贈全般に共通する問題なのですから、「相続させる」旨の遺言だけを特別扱いするのは妥当ではありません。そのような相続法上の不均衡をどうするかということが問題となっていたわけで、今回の相続法改正でこの点をどのように改めるかが問題となったのです。今回の相続法改正の内容については、次問のQ9-3で詳しく説明します。

4 その後の判例の動向

上記の最高裁判平成14年6月10日判決後、「相続させる」旨の遺言をもって、法定相続分を超えて取得した持分につき、登記なくして主張できるかが問題となった事案は少しあります。

例えば、「相続させる」旨の遺言がなされ、被相続人が相続人である一人の子に対して遺産である不動産を相続させるものとしていたとこ

9-2 「相続させる」旨の遺言と相続人の債権者による差押えが問題となった事例

Q 遺言で、相続人Aに対して、全部の相続財産を相続させるとした場合、相続人Aは、他の共同相続人の法定相続分を差し押さえた債権者（第三者）に対して、自分がその財産を全て相続したと登記なくして対抗できるのでしょうか。

A 従来の最高裁判決には、指定相続分も法定相続分と同じように無権利の法理が適用され、いわゆる「相続させる」旨の遺言がなされた場合も、全部の相続財産を相続させる旨の遺言に基づいて取得した相続人は登記なくして第三者に対抗できるとするものがありました。もっとも、この点については、今回の相続法改正によって、指定相続分は登記しなければ第三者には対抗できないという規律が明文化されることとなり、「相続させる」旨の遺言がなされた場合も同様に解することになります。

POINT

- ① 「相続させる」旨の遺言の範囲
- ② 「相続させる」旨の遺言と登記
- ③ 「相続させる」旨の遺言と相続人の債権者の差押え

同取高裁判決は、もっとも、上記遺言による相続債権についての相続分の指定は、相続債権の債権者（以下『相続債権者』という。）の関与なくされたものであるから、相続債権者に対してはその効力が及ばないものと解するのが相当であり、各相続人は、相続債権者から法定相続分に従った相続債務の履行を求められたときには、これに応じなければならず、指定相続分に応じて相続債務を承継したことを主張することはできないが、相続債権者の方から相続債務についての相続分の指定の効力を承認し、各相続人に対し、指定相続分に応じた相続債務の履行を請求することは妨げられないというべきである。」という前提の下、「遺留分の侵害額の算定においては、遺留分権利者の法定相続分に応じた相続債務の額を遺留分の額に加算することは許されないものと解するのが相当である。遺留分権利者が相続債権者から相続債務について法定相続分に応じた履行を求められ、これに応じた場合も、履行した相続債務の額を遺留分の額に加算することはできず、相続債務をすべて承継した相続人に対して求償し得るととどまるものというべきである。」とも判示しています。

相続法改正法は、この最高裁判決の趣旨を踏まえて、中間試案で示されたような当然消滅ではなく、消滅させる意思表示によって遺留分権利者が負担する債務が消滅するという規律を設けたものです。

4 具体的な事例

例えば、被相続人Aは、妻Bと子CDがおり、平成28年10月1日に死亡しましたが、Aが全部の遺産をDに相続させるという遺言を残して

10-4 相続法改正の基本的な考え方

Q 遺留分制度については、今回の相続法改正でどのように変更されたのでしょうか。今回の相続法改正では、遺留分制度の変更が最も大きいといわれているようですが、それほど大きな改正なのでしょうか。

A 遺留分制度については、物権的効果を有する遺留分減殺請求権から金銭請求権である遺留分侵害額請求権へと大幅にその性質が変更されます。遺留分侵害額の算定方法に関しては、特別受益分を10年間にされたものに減縮し、相続債務の取扱いについても明文規定を設けることとされました。

POINT

- ① 遺留分減殺請求権から遺留分侵害額請求権へ
- ② 遺留分侵害額の算定における特別受益分の減縮
- ③ 遺留分侵害額の算定における債務消滅の規律

解説

1 遺留分侵害額請求権への変更（金銭債権化）

今回の相続法改正においては、遺留分制度が大幅に見直されること